



2025年5月9日

会社名 株式会社 滋賀銀行
代表者名 取締役頭取 久保田 真也
(コード番号 8366 東証プライム市場)
問合せ先 総合企画部長 平沼 成明
(TEL. 077-521-2200)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、2025年5月9日開催の当行取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年9月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当行普通株式 197,900株
(3) 処分価額	1株につき5,930円
(4) 処分総額	1,173,547,000円
(5) 割当予定先	当行の従業員 1,979名 197,900株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当行は、2025年5月9日開催の当行取締役会において、当行の従業員に対して当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当行の従業員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、同日付の当行取締役会において、2025年9月1日から2029年6月1日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当行の従業員1,979名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計1,173,547,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当行普通株式197,900株を割り当てることを決議いたしました。各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、一律593,000円としております。また、本自己株式処分による希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数（自己株式を除く）46,081,984株に対し0.43%（小数点以下第3位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当行との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年9月1日～2029年6月1日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当行は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位から退職した場合には、当行取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当行はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当行は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当行の従業員の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部（ただし、割当対象者が本譲渡制限期間中に休職した場合、休職を開始した日を含む月から復職をした日を含む月までの月数（復職をした日より本譲渡制限期間の末日が早く到来した場合、本譲渡制限期間の末日を含む月までの月数とする。）を46から控除した数を、46で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式）につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、（i）本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位から定年その他当行取締役会が正当と認める理由により退職する場合、（ii）本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位から死亡その他当行取締役会が正当と認める理由により退職した場合、又は（iii）本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位を有したまま55歳に達した場合には、それぞれ、2025年9月から（i）割当対象者が当行の従業員の地位から退職する日、（ii）割当対象者が当行の従業員の地位から退職した日、又は（iii）55歳に達した日を含む月までの月数（ただし、割当対象者が本譲渡制限期間中に休職した場合、休職を開始した日を含む月から復職をした日を含む月までの月数（復職をした日より（i）当該退職の日が属する月の1日、（ii）退職した日、又は（iii）55歳に達した日が属する月の末日が早く到来した場合、これらの日を含む月までの月数とする。）を除く。）を46で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、（i）当該退職の日が属する月の1日、（ii）当該退職の直後の時点、又は（iii）55歳に達した日が属する月の末日（当該末日が当行の第139期事業年度に係る半期報告書の提出日よりも前である場合には、当該半期報告書の提出日の翌日）の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当行が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当行は、本譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。

以下、「組織再編等承認時」という。)には、当行取締役会決議により、2025年9月から当該承認の日を含む月までの月数(ただし、割当対象者が本譲渡制限期間中に休職した場合、休職を開始した日を含む月から復職をした日を含む月までの月数(復職をした日より当該承認の日が早く到来した場合、当該承認の日を含む月までの月数とする。)を除く。)を46で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時には、当行は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当行取締役会決議日の直前営業日(2025年5月8日)の東京証券取引所における当行普通株式の終値である5,930円としております。これは、当行取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上